

研究費の適正な管理に向けて

～公的研究費の管理・監査に関するガイドライン事例集～

令和8年3月

文部科学省科学技術・学術政策局

参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室

はじめに

- 文部科学省では、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、「ガイドライン」という。）を平成 19 年 2 月に策定しました。
- しかしながら、ガイドライン策定後も研究費不正は依然として様々な形で発生していることを受けて、「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」による議論を踏まえ、平成 26 年 2 月、令和 3 年 2 月の 2 度にわたりガイドラインを改正し、各研究機関における研究費不正の防止に向けた取組を促進しています。
- 特に、令和 3 年 2 月の改正では、研究費不正の根絶のためには各研究機関において全ての構成員の意識を高め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げることが極めて重要であるとして、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の 3 項目を柱として不正防止対策を強化し、より実効的な取組みの促進を図っているところです。
- ガイドラインでは、上記のとおり各機関が実施すべき事項を示していますが、発生する不正のリスクやその態様は各機関の性格や規模、所属する研究者の研究分野等によって様々であるため、各機関の実態に即した取組を要請しています。そのような中、当室が行ってきた研究機関と有識者会議委員との意見交換会等の機会において、「自機関における取組の検討や検証を行うに当たって他機関の取組等を参考にしたい」という要望が寄せられ、これを踏まえ、当室では収集した事例等をわかりやすく発信する方法を検討してきました。
- 上記の検討の結果、当室で収集した不正防止のための実効性ある取組事例や特徴的な取組事例を発信することで、各機関における研究費の管理・監査体制の構築に向けた支援を行うことを目的として、本事例集を取りまとめ、広く公表することとしました。
- 本事例集では、ガイドラインにおいて各機関に要請している事項に基づいて、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて収集した各機関における取組事例を整理していますが、個別の取組事例としては記載していないものの、例えば、各機関の特性に応じてコンプライアンス研修や啓発活動またはそれらに代わる取り組みなどが実施されており、体制が十分に整備されていると考えられる機関も見受けられます。
- 各機関におかれては、不正防止のための計画の立案・見直しや、取組の改善等を検討する際の参考にいただき、各機関の特性に応じた、より実効性ある取組の推進をお願いします。

目 次

第1節 機関内の責任体系の明確化

- 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化
- 2 監事に求められる役割の明確化

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）
- 2 ルールの明確化・統一化
- 3 職務権限の明確化
- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- 1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置
- 2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

本項では、研究費不正の根絶に向け、各機関の最高管理責任者の強力なリーダーシップの下で、組織全体として競争的研究費等の適正な管理・運営に取り組むため、組織内における責任体系や、各責任者の責任・役割等を明確化するとともに、広く公表することを要請しています。

ガイドラインにおける要請事項のうち、令和2年度の改正において明確化された事項など、各機関において取り組んでいただく際の参考となる事例を以下に挙げます。

○ 学内会議等における不正防止に係る重要事項の審議・報告の状況

ガイドラインでは、最高管理責任者の主導の下で、不正防止対策の基本方針やそれを実施するために必要な措置に関し、各機関における重要事項を議論する役員会・理事会などにおいて、その実施状況やその効果等に関して議論することを要請しています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 不正防止に関する基本方針及び行動指針を策定・見直しする際には役員会において審議しており、直近では令和3年2月1日のガイドライン改正に伴う基本方針・行動指針の見直しに際して審議。基本方針・行動指針の見直しに伴い改正される不正防止計画の内容も含めた具体的な不正防止対策について議論し、不正防止計画に定める各責任者及び監査室の役割の更なる明確化、外国人教職員も理解しやすいよう誓約書に英訳を付すなど、実効性のある不正防止対策、啓発活動について議論が行われた。役員会での審議及び部局長等会議での報告を経た後に、最高管理責任者である学長から各部局管理責任者（コンプライアンス推進責任者）宛に通知を行った。（香川大学・令和5年度）
- 全学組織委員会及び役員会において、最高管理責任者及び統括管理責任者から倫理教育や研究費適正執行教育の受講率や不正防止計画の実施状況を報告するとともに、関連規程や不正防止計画の改正・改訂について審議。（琉球大学・令和5年度）
- 統括管理責任者を委員長とする研究不正防止委員会において、不正防止計画や取組の年間計画、倫理教育等の内容等を審議するとともに、その取組状況の報告を取りまとめ、最高管理責任者に報告。また、最高管理責任者が教授会において不正防止対策に係る基本方針や行動規範の遵守について説明。（室蘭工業大学・令和5年度）
- 監事と役員または役員間の情報共有の場として、様々な機会（役員懇談会、役員監事連絡会、事務連絡会議など）が設けられ、研究費不正の防止に限らず、大学運営における様々なコミュニケーションが促進されている。また、日常業務で生じた問題について対応方針や再発防止策などを整理した「リスク管理レポート」が役員懇談会で共有されている。（一橋大学・令和7年度）

<私立大学>

- 統括管理責任者（研究担当副学長）が主導し研究費の不正使用防止に関し、防止計画および年間計画

を策定し、11 項目の実施事項（「コンプライアンス教育の実施」「不正防止計画・執行ルールの見直し」等）を設定及び実施することで、大学として研究費不正防止に総合的に取り組む。（名城大学・令和 5 年度）

- 不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策については研究倫理委員会にて策定しており、その内容及び実施状況は最高管理責任者、統括管理責任者、各学部・研究科の代表者（コンプライアンス推進責任者）で構成する学部長会にて審議・確認している。また、確認した内容を踏まえ、具体的な不正防止計画を進めている。令和 4 年度については研究倫理委員会、学部長会ともに全 5 回実施し、ガイドライン対応に伴う各種規程、調査マニュアルの改正や、啓発活動、研究環境の整備に関するアンケートの実施報告、令和 5 年度の不正防止計画の策定等を行った。（関西学院大学・令和 5 年度）

○ 不正を防止する組織風土を形成するためのプロデュース

ガイドラインでは、統括管理責任者が行うべき不正防止対策として、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を主導すること、言い換えれば、それらの取組をプロデュースすることを要請しています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

（各機関における取組事例）

＜国立大学＞

- 最高管理責任者（学長）が、コンプライアンス推進責任者が出席する会議の場において、全ての構成員の意識を高め不正を起こさせない組織風土を作り上げることが極めて重要であることから、教職員一人ひとりが不正防止に向けたあらゆる活動に、主体的・能動的に取り組むよう依頼した。また、統括管理責任者（財務担当理事）が、部局長研修会の場において不正防止に係る内容を議題として取り上げるとともに、コンプライアンス推進責任者としての責務を再確認する機会を提供した。（横浜国立大学・令和 5 年度）
- 最高管理責任者（学長）が、各部局を訪問し、研究科長を中心とした構成員に対して、研究費の不正使用事例や大学における不正使用防止に関する取組の説明と注意喚起を行い、構成員の意識の向上を図っている。（広島大学・令和 6 年度）
- 各学部・研究科の教授会において研究倫理研修会を実施し、研究上の不正行為の最新事例や研究不正に対する措置など具体的な事例を盛り込んだ説明を行っている。当該研修会は、最高管理責任者の指示の下、統括管理責任者が自ら各学部等に足を運び、コンプライアンス推進責任者と協力して毎年開催しており、不正を防止する組織風土形成のため、注力して行っている（香川大学・令和 5 年度）
- 統括管理責任者は、大学の教職員を「役員」、「教授・准教授等」、「事務職員」の各対象に分け、それぞれの構成員が出席する役員会、教授会、事務協議会に出席し、各対象に応じて内容等を工夫し周知。特に教授会では、コンプライアンス推進責任者である部局長に対し自覚を促すとともに、各部局において不正防止の風土が醸成されるよう、構成員に対し部局長自身から直接説明・周知するよう依頼。（東京藝術大学・令和 5 年度）
- 不正に関しては、統括管理責任者のもと、研究コンプライアンス推進室が窓口担当部署として、事務組織が縦割りになりやすいところ各専門部署間の連携体制を確保しながら対応している。また、事務組織全体について

も、理事の下に所掌の事務組織を置くだけでなく、事務機構長を置いて横串の役割を担うことで、事務組織を横断した対応ができており、不正に関しても連携して取り組める組織体制となっている。（東北大学・令和7年度）

<公立大学>

- 機関内で行っている啓発活動の一環として、最高管理責任者（学長）が自身でメッセージを作成し、全構成員へ配信を行っている。（神戸市外国語大学・令和6年度）

<私立大学>

- 統括管理責任者が「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」を策定。また、本計画に基づき学内会議の出席など広く不正防止を呼びかけ（中部大学・令和5年度）

【主な取組】

- ・ 春学期と秋学期に開催する教職員総会で研究不正根絶の決意を表明
 - ・ 大学キャラクターを使用した啓発ポスターの学内各所への掲示
 - ・ 文部科学省が公開している不正使用事案等を学内研究者にメール一斉送信により周知
- 理事長による、不正を起こさせない決意表明のビデオメッセージを作成して、随時職員が視聴できる体制を作っている。ビデオメッセージでは、社会に適合したルールのもとで行動する必要があること、社会倫理から逸脱してはならないこと、そして研究費は税金によって支えられていることを説明している。（北里大学・令和7年度）
 - 各キャンパスに研究支援専門部署のリサーチオフィスを設置している。リサーチオフィスでは研究者との日常的なコミュニケーションを重視しており、研究者がいつでも相談しやすい雰囲気形成されているほか、リサーチオフィス間で良い取り組みが共有されている。また、立命館大学の研究者が他機関の研究者と共同研究を行う際は、リサーチオフィスのプロジェクト管理専門職員が共同研究先の大学や企業を訪問し、研究費使用ルールや提出書類の説明をしている。（立命館大学・令和7年度）
 - 大学におけるキャンパスが多く存在する中で、理事長・学長を始めとする役員及び各学部長等が出席する学部長会議において、学長から各学部長へ研究費不正に関する啓発を行っている。学部長はそれを受ける形で学部に周知を行っている。（日本大学・令和7年度）

<研究開発法人>

- 研究費不正防止計画推進部署が、コンプライアンス推進責任者に対して研究費不正防止計画の実施状況に関するモニタリングを年1回実施。モニタリングにより収集した研究費不正防止に関する各部署独自の取組を、好事例として組織内に情報共有している。（量子科学技術研究開発機構・令和6年度）

<公益財団法人>

- 部門や部署、組織を越えて役職員が意見交換を行う機会を提供し、風通しの良い環境を目指している。令和6年度は、ワークショップ形式で若手職員が役員と議論を行う場や若い管理職同士でグループを作り意見交換を行う場を提供した。（高輝度光科学研究センター・令和7年度）

2 監事に求められる役割の明確化

本項では、各機関における公的研究費の管理・監査において、客観的にそれを評価、助言できる立場である監事に期待される役割や取組について取り上げています。

なお、本項目は、令和2年度のガイドラインの改訂において明確化された事項となります。

○ 監事の取組、監事監査

ガイドラインでは、監事に対して、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べる役割を期待し、監事監査の実施、内部監査結果の確認など、監事に求められる役割・取組について取り上げています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 監事監査計画の重点項目として「公的研究費の不正防止のための管理・監査体制の整備・実施状況」を挙げ、臨時の業務監査を実施。本監査の結果を踏まえた監事意見を基に、不正発生の要因等に対する防止策の強化の観点から、不正防止計画について、発生要因ごとの担当責任部署を明記するなどの改訂を行った。（琉球大学・令和5年度）
- 監事監査において、毎年度1度、各部局を訪問しヒアリングを実施。また、毎月、学長及び事務局長との意見交換会や監査室との打ち合わせを行い、不正防止計画の適切な実施について状況の共有、意見交換を実施。加えて、監事は、会計監査人の期中・期末の監査の際に状況報告や意見交換を実施。（東京藝術大学・令和5年度）

<私立大学>

- 不正防止計画を策定する研究倫理委員会の委員には、監査を行っている内部監査課長が参画しており、不正防止計画策定時にはモニタリングや内部監査の結果を反映し作成している。また、毎年度、監事会議において、監事に不正防止計画の実施状況等を説明のうえ確認し、意見交換している。（関西学院大学・令和5年度）
- 監事はコンプライアンス推進責任者である各キャンパスの部局長に対してヒアリングを実施し、部局の課題や業務執行状況等について確認している。各キャンパスへの視察の際には、資産登録されている研究機器等の活用状況について管理責任者である教員から説明を受け、適正に研究機器等が管理されているか確認している。（東京理科大学・令和5年度）

○ 監事との意見交換など

監事には、上記「監事の取組、監事監査」に挙げた取組等による、研究費不正防止に関する取組の確認結果について、役員会等において報告し、それに対する意見を述べる事が求められています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 監事は、不正防止計画推進室会議に出席し、不正防止計画が適切に実施されているか確認を行い、その内容について意見を述べている。加えて、独自に監事ヒアリングも開催しており、各部局担当者へのヒアリングや書類等の確認を実施している。（香川大学・令和5年度）

- 監事は、大学機構が設置する各大学の研究費不正使用防止の取組に対し、監事監査や教育研究評議会等の各種会議への陪席等を通じて関与。なお、本学の場合は、監事が毎週開催される学長・副学長・事務部長で構成する「運営戦略会議」に月 1 回程度出席する他、学長との懇談（ランチミーティング）の時間を設け意見交換を行うなど、定期的かつ継続的に連携。（小樽商科大学・令和 5 年度）

<私立大学>

- 内部監事室及び不正防止計画推進部署（研究戦略推進センター）と定期的に内部監査の実施状況や実施報告書の内容等について意見交換。（順天堂大学・令和 5 年度）
- 不正防止計画について不正防止計画推進部署及び内部監査委員会より、取組状況や関連するエビデンスを監事に報告。これにより監事は、取組状況を把握するとともに今後の取組について意見陳述。意見を踏まえ、研修や啓発活動の徹底に関する監事の意見を踏まえ、不正防止計画を改訂。（中部大学・令和 5 年度）
- 監事、監査室（内部監査部門）及び会計監査人は年に数回ディスカッションを実施し、内部監査並びに不正防止の取組みについて意見交換を実施。本ディスカッションでは、近隣大学における不正使用事案などを取り上げ、本学における取組の改善を不正防止計画推進部署に指示するなど、研究費の執行の運用・管理、不正防止の取組みの改善に反映している。（名城大学・令和 5 年度）

第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

本項では、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、コンプライアンス教育や啓発活動を通じ、競争的研究費等に関わる全ての関係者に対し不正を起こさない、起こさせないよう意識の向上と浸透を図り、各機関において十分な抑止機能を備えた環境・体制を整備するよう要請しています。

○ コンプライアンス教育の取組み

ガイドラインでは、競争的研究費等の管理・運営に関わる全ての構成員を対象として、研究費の管理や使用に関する基本方針やルール等の理解などを目的としたコンプライアンス教育を実施し、その履修状況や理解度を把握するとともに、当該取組の効果、課題等の検証を行うことを求めています。また、その結果を次回以降のコンプライアンス教育の改善に向けた見直しに活用することも必要となります。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

（各機関における取組事例）

<国立大学>

- 不正使用に関する防止対策への理解や意識を高めること等を目的とした e-ラーニングによるコンプライアンス教育を実施しており、定期的に受講状況を確認し、未受講者には受講するよう指導している。理解度の把握方法として、e-ラーニングシステムにおける理解度テストにより理解度を把握している。なお、理解度のテストは正解するまで繰り返し行う仕組みとなっている。また、理解度テストに全問正解しなければ、誓約書の提出ができないこととしている。誓約書が未提出の場合、財務会計システムによる研究者等の発注権限が制約されるシステム仕様となっており、必ずコンプライアンス教育の内容を理解した上で、誓約書を提出することを求めている。

(横浜国立大学・令和5年度)

- 行動指針及び不正防止計画に基づき、各部署等における研究倫理教育（e-learning）を実施し、その受講状況、誓約書の提出状況、不正防止計画の実施状況等について、コンプライアンス推進責任者に対して調査・確認を行い、最高管理責任者に報告を行った。また、各学部・研究科の教授会において研究倫理研修会を実施し、研究上の不正行為の最新事例や研究不正に対する措置など具体的な事例を盛り込んだ説明を行い、不正防止対策についての理解や意識を高めた。（香川大学・令和5年度）
- コンプライアンス教育として日本学術振興会が公開する「eL CoRE」の受講に加え、科研費の新規採択者及び事務担当者を対象に、科研費の制度や使用ルールに関する書面説明会を実施するとともに、新規採択者に対してはチェック表により理解度を確認。（東京藝術大学・令和5年度）

<参考資料> [科研費使用ルール書面説明会資料一覧](#) 及び [科研費研究者使用ルールチェック表](#)

- 全教職員を対象に3年に1度（新規採用者は当該年度に1度受講）のeラーニングによるコンプライアンス研修の受講、各部署の所属長（コンプライアンス推進責任者）による研究者への指導（不正防止計画に基づく教育）、毎月1度のメール配信による啓発活動など、複数の形式によるコンプライアンス教育を実施。また、eラーニングによるコンプライアンス研修については、当該研究者自身が受講すべき研修をまとめたマイページを作成しており、過去の受講歴なども含めて確認できるようにし、研究者・事務局ともに受講管理しやすい仕組みを構築している。（滋賀医科大学・令和6年度）
- 毎月開催される教育研究評議会において、学内の不正防止にかかる取組や他大学の不正事案を報告し、全職員に向けて発信される学内広報誌（メールマガジン）においてもコンプライアンス教育資料を掲載することでさらなる周知徹底を図っている。教育研究評議会では他大学の事例を紹介する際には、ただ事例を紹介するだけでなく、研究者や事務部門で何を注意すれば防げた可能性があるかを含めて周知している。また内容も学会が増えるタイミングに旅費の執行ルールの紹介を行うなど、周知のタイミングを工夫している。（信州大学・令和7年度）
- コンプライアンス教育について、集中受講期間を設け、研究費の使用または管理に関わる全ての構成員（約9000名）を対象に受講させており、2020年度からは毎年度受講率100%を達成している。受講状況の「見える化」によりその実態を把握した上で、受講率の低い部署に対してその原因を分析し受講を促したり、受講率の高い部署の実施している取組を大学内で横展開することにより、受講の徹底を図っている。加えて、大学独自のeラーニングシステムを用いてオンラインで受講できることや、受講率をリアルタイムで確認できることなども、継続的な受講率100%の達成に貢献している。またコンプライアンス教育資料（動画教材、テスト問題等）の作成に当たっては、英訳や音声作成など部分的にAIを活用することにより、担当職員に大きな負担がかかることなく不正防止に向けた資料の作成を毎年度行っている。（東北大学・令和7年度）
- eラーニング研修の受講状況がリアルタイムで把握できるシステムになっている。また、未受講者に対して、RPAシステムによる自動メールでの催促や学内会議での未受講者の指名公表などの措置を講じることで、受講率100%を毎年達成している。（金沢大学・令和7年度）

<私立大学>

- 研究活動及び研究費の管理・運営に関わる教職員等にe-Learningによるコンプライアンス教育の受講を義務付け。また、学術研究活動に係る行動規範において学部及び大学院に在籍する学生も研究者として位置づけしており、学部学生については研究倫理の講義、大学院学生については講義に加えe-Learningの受講を義務付けている。（順天堂大学・令和5年度）

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」の改正に伴い全教員を対象にオンライン形式のコンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を実施。それ以降は新たに研究費を獲得するたびに期間を定めて受講及び理解度テストに合格の上誓約書の提出を義務化（3年毎に全教員を対象）。理解度テストの完了後、自動的に採点され、誤答した問に対する資料を表示し再度確認させる形式を採用。理解度テストの結果はコンプライアンス推進及び事務担当者が確認し、合格点に到達していない者に再受験を依頼。（名城大学・令和5年度）
- 不正防止計画に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動として、他大学での事例についてヒアリング・情報収集を行い、複数のe-learningや教本など、コンプライアンス教育教材を周知しコンプライアンス教育を実施した。理解度の把握としては、2022年12月に研究者全員を対象とした「研究環境の整備に関するアンケート調査」を実施した。研究費・研究活動の不正防止に向けた取り組みに対する認識を問う設問を設定し、回答者のほぼ100%が理解していると回答している。当該アンケートは、今後も4年～5年に1回程度実施する予定である。全学部・研究科等のコンプライアンス推進責任者から、コンプライアンス教育を実施した報告書が提出された。（関西学院大学・令和5年度）

○ 啓発活動の取組み

ガイドラインでは、役員から現場の研究者や事務担当者に至るまで、構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として競争的研究費等の管理・運営に係るルール等を理解・習得するためのコンプライアンス教育と併用・補完して行う啓発活動を行うことを要請しています。具体的には、各種会議における各責任者からの不正防止に関する呼びかけや他機関等における不正事案の例示、ポスター掲示などの取組を想定しています。なお、本項目は、令和2年度のガイドラインの改訂において明確化された事項となります。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

（各機関における取組事例）

＜国立大学＞

- 新しく本学に赴任してきた教員に対して実施する新任教員研修会の場において、コンプライアンスの基本的理解、研究費使用ルールへの理解について説明するとともに、e-learningの受講依頼、公的研究費を適正に使用するためのハンドブックの配布などを実施した。また、令和4年度に各コンプライアンス責任者が実施した啓発活動の具体内容について、不正使用防止計画・不正使用防止具体策の実施状況報告と併せて報告してもらい、それを取り纏めた上で、全学会議の場で事例として紹介することで、各部局の組織構成に応じた取組やすい方法で各部局の更なる啓発活動を推進した。（横浜国立大学・令和5年度）
- 毎年度、統括管理責任者を講師とした研究倫理研修会を実施していることに加え、ポスター掲示や学長メッセージのホームページへの掲載により、不正防止に向けた継続的な啓発活動を行っている。（香川大学・令和5年度）
- 実施計画に基づき、コンプライアンス推進責任者（部局長）より、構成員に対して不正根絶に向けた継続的な啓発活動（公的研究費の不適切使用の防止に関するマニュアルの周知、学内会議の報告事項等の共有）を4半期に1回以上、異なる内容※を設定し実施。（室蘭工業大学・令和5年度）

※ 令和4年度の実施内容

- ①マニュアルの周知、②役員会における不正防止の取組の実施状況に関する報告の共有、③相談窓口・告発制度の周知、④文部科学省が公表している不正使用事案の周知

- 研究活動に携わる研究者等に向けて、毎回テーマを決めて4半期ごとにリーフレットを作成し、役員会、教員・事務職員向けに教授会などの各会議体において周知するとともに、学内掲示板、ウェブサイト等への掲載により、不正事案の具体例や各種ルール、相談窓口などを分かりやすく周知。（東京藝術大学・令和5年度）

＜参考資料＞ [啓発活動リーフレット 2023-Spring](#)、[啓発活動リーフレット 2023-Winter](#)

- 役員等（学長、理事、副学長、部局長）を対象として、外部講師を招いたコンプライアンス教育を実施し、組織として必要な取り組みについての理解を深めることと責任ある研究活動を推進する組織作りの促進に向けた意識の高揚を図っている。令和7年度は公的研究費の管理・運営のための組織的アプローチをテーマとして実施した。（一橋大学・令和7年度）
- 一方的な講義形式による研修（FD等）にとどまらず、研究室単位での勉強会を実施している。教授をはじめとする教員および事務職員を含む構成員全員が参集し、直接話し合うことにより、互いの役割や責任が確認できる体制を整備している。顔の見える体制づくりにより、軽微な課題の早期把握が可能となり、組織の透明性の確保や連携の向上が図られている。（東京科学大学・令和7年度）
- 主に事務秘書を対象とした交流会が企画され、参加しやすい環境整備（参加したら楽しかったという雰囲気作り）や曜日の調整により、秘書が可能な限り参加できる体制を作っている。研究室間の秘書同士による日常的な情報交換が促進され、組織全体の業務連携向上に寄与している。（東京科学大学・令和7年度）

＜公立大学＞

- 四半期ごとに学内掲示板で、啓発文書を発信しており、内部監査で指摘があった内容等を基に適正な経費支出手続について周知した。（岡山県立大学・令和5年度）
- 研究活動の実態や研究公正に関する研究者・学生の認識を把握することを目的としたアンケート調査（意識調査）を実施することで構成員がどのような意識を持っているかを確認し、可視化ツールを用いて見える化し、今後の本学での研究公正の推進に向けて、啓発活動等への効果的な取り組みの企画や研究倫理教育メニュー改定の基礎資料として活用する予定である。（大阪公立大学・令和6年度）

＜私立大学＞

- 最高管理責任者である学長が、各部門の教授会に出席し、研究費への応募の推進とともに、適切な管理運用について周知。年間を通じ、複数回、教授会に出席することにより各部局に対し啓発活動を行っている。（順天堂大学・令和5年度）
- 春学期と秋学期に開催する教職員総会において学長（最高管理責任者）から研究不正根絶の決意を表明するほか、大学キャラクターを使用した啓発ポスターの学内各所への掲示、文部科学省が公開している不正使用事案等のメール一斉送信による周知等を実施。（中部大学・令和5年度）
- 最高管理責任者（学長）自らが「不正を絶対に起こさせない」という強い想いをコンプライアンス教育動画の冒頭で受講者に語りかけるとともに、不正防止啓発通信（メルマガ）においても最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（副学長）が研究費不正防止への想いを執筆（学長はVol.3（令和3年度）、副学長はVol.4（令和4年度：前任者）およびVol.8（令和5年度：新任者））するとともに、コンプライアンス推進責任者が随時コラム形式で不正防止の呼びかけを行う形式とし、全研究者にメールにて配信。（名城大学・令和5年度）

＜参考資料＞ 不正防止啓発通信（メールマガジン） [Vol.3](#)、[Vol.4](#)、[Vol.8](#)

- 新任教員向けのガイダンスやハンドブックにおいて研究費の不正防止について案内した。その際、コンプライアンス

教育の際の公的研究費の執行に係る説明動画に不正防止についての説明を加えた。

また、基本方針に基づき、不正防止対策への意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土形成のため、不正防止啓発ポスターを作成した。同ポスターは、学内の会議体及び教職員用のポータルサイトにおいて学内に周知するとともに、研究室や掲示板等の学内掲示を行った。（東京理科大学・令和5年度）

- コンプライアンス教育 WEB 研修（監査法人が講師）の実施、公的研究費取扱要領の見直し・改訂、ポスター掲示、研究費執行に関する注意喚起文書の発出、メーリングリスト（メールマガジン含む）による情報発信などの取組みを実施。（兵庫医科大学・令和5年度）
- 5年に1度、外部の監査法人に依頼して「公的研究費の管理・運営に関わる浸透度・意識調査」を実施している。不正の取組とともに、ハンドブックの内容をベースにした執行のルールを問うものとなっており、5年前の結果と比較することで、改善されている項目、されていない項目の見える化を行い、今後の不正防止の取組に反映している。（北里大学・令和7年度）

○ 誓約書の徴収

ガイドラインでは、コンプライアンス教育の受講内容の順守義務の意識づけや不正を行った者に対する厳正な懲戒処分等の実施のため、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員から誓約書を徴収することを求め、記載すべき事項を示しています。また、誓約書を確実に徴収するため、競争的研究費等の応募・申請や、競争的研究費等の運営・管理に関わるための要件とすることを求めています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

（各機関における取組事例）

＜国立大学＞

- 規範や規則の遵守や不正を行わないことなどのガイドラインにおいて誓約書に盛り込むべき事項として挙げている事項に加え、下記の点を誓約書に記載。（横浜国立大学・令和5年度）
 - ・ 教職員発注を行う場合、発注先選択の公平性及び発注金額の適正性の説明責任並びに弁償責任等の会計上の責任があることを十分理解し、発注すること。
 - ・ 教職員は、本学の教育研究事業に参画する学生に対し、公的研究費等の適正な使用ルール等について周知・指導し、十分理解させるよう努めること。

＜公立大学＞

- 公的研究費から旅費や謝金等を支出する学生等に対し、事務局から執行ルールや通報窓口についての説明を行い、確認書を徴収している。（京都府立医科大学・令和7年度）

＜私立大学＞

- 研究費の管理・運営に関わる教職員に加え、会計システムに登録され、研究費の管理に関わる大学院学生からも誓約書をオンラインで徴収。（順天堂大学・令和5年度）
- 研究者用、事務職員用の誓約書を用意し、コンプライアンス教育受講後に提出。（中部大学・令和5年度）

＜研究者用＞ 研究活動に当たっては、「中部大学における研究者の行動規範」に則り、学内の規則等及び当該研究費の使用規則等を遵守して、不正行為を行わないことを、また、規則等に違反して不正を行った場合は、大学や当該研究費を配分した機関が定めた処分及び法的な責任を負うことを誓約いたします。

<事務職員用> 公的研究費等の執行管理にあたっては、本学及び公的研究費等の配分機関の規則等を遵守して、不正行為を行わないことを、また、それらの規則等に違反して不正を行った場合は、大学や当該研究費を配分した機関が定めた処分及び法的な責任を負うことを誓約いたします。

- 誓約書には「関西学院大学研究活動に関する指針」と「関西学院大学研究倫理規準」の理解と、不正防止のための関係法令及び本学・配分機関等が定めた諸規程等の遵守、研究費が学生納付金や公的資金、その他外部資金によって支えられていることの認識、違反した場合の法的責任等の事項を盛り込んでいる。（関西学院大学・令和5年度）

2 ルールの明確化・統一化

本項では、競争的研究費等を管理する研究機関に対して、事務処理手続に関するルールを明確に定め、全体像を体系化するなど、構成員にとってわかりやすい形で周知するとともに、実態との乖離がないか、ルールが形骸化していないかなどの観点から見直しを行うことを要請しています。

○ マニュアル等の周知

定めた規程の内容を構成員に適切に理解いただくため、マニュアルやハンドブックとしてわかりやすくまとめ、周知することで、理解の促進を図ることが必要です。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

（各機関における取組事例）

<国立大学>

- 競争的研究費等に携わる全ての者が理解できるように、公的研究費を使用するためのハンドブックは日本語版と英語版を作成している。本学に新たに採用され赴任してきた教員に対して実施する新任教員研修会の場において、コンプライアンスの基本的理解、研究費使用ルールへの理解、e-ラーニングの受講依頼と併せて、公的研究費を適正に使用するためのハンドブックを配布している。また、財務会計システムのポータルサイト上にシステムへのマニュアルや会計事務の手引き、公的研究費等を使用するためのハンドブック、FAQ、過去の説明会の動画や資料など、会計手続きをする際に必要となる情報が全て閲覧できる環境を整備することで、ルール周知に努めている。（横浜国立大学・令和5年度）
- イラストの多い会計ハンドブックの配布や、新規に科研費に採択された研究者や事務担当者に対する使用ルール説明会、リーフレットの配布・掲示など、教職員に対しルールやマニュアル等を分かりやすく周知。（東京藝術大学・令和5年度）

<参考資料> [会計ハンドブック](#)、[使用ルール書面説明会資料一覧](#)、[啓発活動リーフレット 2023-Spring](#)、[啓発活動リーフレット 2023-Winter](#)

<公立大学>

- マニュアルや各種様式を学内システムからダウンロードできるようにすることで、ルールを体系的かつ分かりやすく周知している。最新版の契約事務マニュアルについては、年度初めに学内掲示板により、事務局から教職員に対して周知している。また、各種様式についても、様式に更新がある毎に、各種様式が公開されているウェブサイトのURLと併せて学内掲示板及びメールで周知を行っている。なお、学内掲示板は閲覧した教職員名が分かる

機能も備えており、未閲覧者には必要に応じて声掛けなどを行っている。（岡山県立大学・令和5年度）

<私立大学>

- 大学オリジナルの「研究活動不正防止ハンドブック」、「公的研究費取扱要領」を Web 版にて作成し、学内専用ウェブサイトにて公開している。「公的研究費取扱要項」については、公開ウェブサイトに掲載しており、時間を問わず、あらゆる端末から必要な者が必要な時に閲覧できるようにしている。また、Web 版にすることにより、タイムリーな更新が可能となっている。（兵庫医科大学・令和5年度）
- 新任教員が採用された際には、外国人教員が多いこともあり、対面で調達や予算のルールを説明し、自国との違いを認識させる取り組みを行っている。また新任教員に対しては、経験者のリサーチユニットアシスタントを配属するなど、新任教員が誤った手続きを行わないようバックアップ体制を整えている。（沖縄科学技術大学院大学・令和7年度）

○ 学生等に対するルールの周知

ルールの周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、わかりやすい形で周知いただくことが効果的です。特に、近年学生が不正に巻き込まれる事案が多発していることから、競争的研究費等により旅費や謝金の支給を受ける学生等に対してもルールを周知いただく必要があります。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に例示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 学生が関与する可能性がある事項に関するルール等を抜粋した「競争的研究費等使用ハンドブック-学生用-」を作成し、競争的研究費等の運営・管理に関わる（旅費・謝金の支出対象になる）学生に配布することでルールを周知。また、学生個人のスマートフォンからも利用可能な e ラーニングを活用し、理解度アンケート（学生用）を提出してもらうことで理解度を把握。（弘前大学・令和6年度）
- 謝金・旅費の支給を受けることの多い大学院生等に対し、入学時のガイダンスやオリエンテーション等において各研究科より「機構および大学から給与謝金・旅費を受給する際の注意（学生向け）」の文書を配布することで注意喚起。また、学生が関わる事項に特化した e ラーニング教材を作成し、効果的に研修を実施。（岐阜大学・令和6年度）
- 学生向けに「研究費不正使用防止リーフレット」を作成するとともに、競争的研究費等により謝金、旅費の支給を受ける学生等向けに「本学学生が受給する主な業務フロー」を作成し、両資料を学生向け情報ポータルに掲載することにより周知を徹底。これら資料の英語版と中国語版を作成することで、留学生に対するサポートも実施。（広島大学・令和6年度）
- 「公的研究費使用ハンドブック」に学生等にも関連することを明記し、学内の各部局等に通知するとともに、学内広報及び担当部署ウェブサイトに掲載し、不正防止に関する情報を広く周知。また、コンプライアンス教育の対象者として、雇用関係を有する学生のうち競争的研究費の執行等に関わる者を含めている。各部局において、学生の用務等を確認し、対象者としての該否を判断しコンプライアンス教育を実施。（琉球大学・令和5年度）
- 学生に対するルールの周知は、予算責任者である指導教員による指導において実施。教員に対しては、コンプ

ライアンス研修受講後に提出する誓約書に、「公的研究費の運営・管理に関わる学生等の協力者に対して責任をもって指導・監督すること」と明記し周知、誓約させている。また、謝金手続きに使用する出勤表様式に公的研究費の不正使用にはペナルティが課されることを明記し注意喚起。（小樽商科大学・令和5年度）

<私立大学>

- 事務職員のみならず、研究室所属の秘書的業務を担当している者も事務処理説明会に参加。また、アルバイトとして雇用される学生等に対しては、採用時に研究費を管理する事務部署より適切な使用や不正使用防止について説明。（中部大学・令和5年度）
- 学生については、研究指導教員が必ず研究費執行時に関与する仕組みとなっており、学生は、研究指導教員の指示の下で研究経費申請執行マニュアル等に基づき事務処理手続きを行う。指導教員や学生等から不明点が出たらその都度、事務処理部門に確認することとなっている。（名城大学・令和5年度）
- 「研究関連諸制度ガイドブック」「研究費経理マニュアル」等を体系化し、不正防止計画推進部署のHPに掲載している。また、3カ月以上のアルバイト従事者については、別途契約時に直接経理ルールの周知を行っている。（関西学院大学・令和5年度）

<研究開発法人>

- 宇宙航空研究開発機構は学校教育法に基づく教育機関ではないため在籍している学生はいないが、大学等への教育協力の一環として受け入れている学生がいる。学生へのルールの周知については本籍の大学等が責任を負うべきものであるが、宇宙航空研究開発機構においても、年度ごとにガイダンスを実施しルールを周知するとともに、メールによる情報共有、学生専用ポータルサイトの整備などを通じて補完的周知も図っている。（宇宙航空研究開発機構・令和7年度）

3 職務権限の明確化

本項では、競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について機関内で合意を得た上で明確に定めるとともに、責任の所在が曖昧にならないよう、業務の実態と職務分掌規程等に乖離が生じないように必要に応じて見直すことを要請しています。

○ 発注権限の取扱い

研究の円滑かつ効率的な遂行の観点から、一定金額の範囲内で研究者による発注を認めることも可能です。その場合、研究者に発注先選択や発注金額の適性等の説明責任が生じることを明確化しておくとともに、当該研究者にも理解いただくことを要請しています。また、研究者による発注を認める場合は、事務局での検収を確実に行うなど、不正が発生しないような仕組みの構築が必要となります。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 研究者には発注権限は原則として認めず、研究者は、事務担当者に対しメール等を活用し発注を依頼。メールを活用することで、事務室への来室や手間を省くとともに、発注内容等の正確な把握にも寄与。また、検収は原則として会計担当において行うが、納品される物品の性質等に応じ、会計担当職員立ち合いの下で研究

室等において納品・検収行うことも可能。(東京藝術大学・令和5年度)

<公立大学>

- 一定の条件の下で研究者による発注を認めているが、研究者が発注した物品等については複数の事務職員による確認を行っている。具体的には業者から直接研究者に納品させず、各学部事務室で事務職員が納品検収を行った後に、研究者が検査確認を行っている。その後、研究者から提出された購入依頼等の経費支出に係る書類を、各学部事務室・経理班・事業担当班の事務職員が審査・確認している。(岡山県立大学・令和5年度)

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

準備中

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

本項では、機関全体として不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定・実施した上で、その実施状況を確認するために防止計画推進部署の設置を要請しています。防止計画推進部署は、内部監査部門とは別に設置し、密接な連携を実施することで、内部監査部門が実施する内部監査がより適切に実施できるような体制とすることが必要となります。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 学内規程に基づき、統括管理責任者である研究担当理事・副学長を室長とする「不正防止計画推進室」を設置し、不正防止計画の見直しや運用方法について検討。(琉球大学・令和5年度)
- 統括管理責任者を委員長とする「研究不正防止委員会」において、コンプライアンスに関すること、不正防止計画の策定、評価及び見直し、不正防止のための教育及び啓発活動に関することなど、不正行為の防止に係る重要事項を審議。年2回開催し、不正防止計画の策定、前年度後期から当年度前期までの研究活動等の不正防止の取組みの実施状況を確認し、役員会に報告。(室蘭工業大学・令和5年度)

<私立大学>

- 学長をセンター長とする「研究戦略推進センター」を防止計画推進部署に位置付け、競争的研究費の運営・管理を実施。内部監事※室や公認会計士と連携し、不正発生要因や他機関での不正事案等を基に、実効性の高い不正防止対策を検討・立案・実施。また、本センターでは構成員のSD研修を実施し、公的研究費の応募・管理や購買業務などに対応した各グループの活動状況を共有し、不正防止を徹底。(順天堂大学・令和5年度)

※ 退職した職員を内部監事に任命し、主として内部監査を担当。監事からの委託により監事監査の事務も担当。

- 不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策については研究倫理委員会にて策定しており、その内容及び実施状況は最高管理責任者、統括管理責任者、各学部・研究科の代表者(コンプライアンス推進

責任者)で構成する学部長会にて審議・確認している。研究推進社会連携機構は、統括管理責任者とともに不正防止計画の策定、実施、見直しに取り組んでいる。また、内部監査課や監事とも情報交換のうえ、不正防止計画の策定、実施、見直しを進めている。令和4年度は研究倫理委員会を全5回開催し、ガイドライン対応のための規程改正や告発文書への対応、令和5年度の研究不正防止計画の策定等を行った。(関西学院大学・令和5年度)

➤ 不正防止計画推進部署として研究公正推進室を設置。(兵庫医科大学・令和5年度)

【位置付け】最高管理責任者・学長直轄の組織として設置された、本学に不正(研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)を含む)が生じにくいよう統括管理責任者・研究担当副学長と共に具体的な対策を策定し実施し実施状況を確認する部署。

【役割】不正防止計画の策定に関すること/不正防止計画に基づく業務の推進及び管理に関すること/研究公正・公的研究費適正使用等の教育・研修に関すること/その他不正防止に関すること/監事への情報提供/内部監査室との連携/等

【活動】期初会議(年度計画の策定)、期中会議(半期進捗状況確認)、期末会議(通期進捗状況確認、次年度計画の立案・検討)、監事への情報提供(各会議後のグループウェア資料提供)、内部監査室との連携(各会議への内部監査室陪席)、等

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

本項では、防止計画推進部署が内部監査におけるモニタリングや日常の事務手続内で発生したヒヤリハットなどから不正の発生要因を把握した上で、それら不正の発生要因に対応する防止策を反映させた実効性のある不正防止計画を策定し、部局等と連携して取組みを実施することを要請しています。

○ 不正防止計画の策定・見直し

ガイドラインでは、防止計画推進部署において把握した不正発生要因を踏まえ、優先的に取り組むべき事項を中心とした不正防止計画の策定を要請しています。また、毎年のモニタリング結果やリスクが顕在したケースの状況等不正発生要因に応じて随時見直しを行うことも必要です。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 不正防止計画推進部署、経費執行担当部署、監査部門との間で意見交換を行い、不正発生の要因や、監事からの意見を踏まえ、不正発生要因ごとに担当責任部署を明記するなど、不正防止計画を改訂した。本改訂を契機として、不正防止計画を用いた不正防止対策の実施状況の確認を行うなど、不正防止計画推進室の活動を活性化し、統括管理責任者への報告の充実を図る。(琉球大学・令和5年度)
- 防止計画担当部署であるコンプライアンス推進委員会において不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのかを把握し、機関全体の状況を体系的に整理し具体的な不正使用防止対策を審議。これらを踏まえ、今後、コンプライアンス推進委員会において不正防止計画の定期的な見直しを行い、効率化・適正化を図る予定。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく令和4年度「体制整備等自己評価チェックリスト」について機構全体の説明を行った際に、監事が各大学の不正防止計画(各大学の計画が令和4年度計画に更新される必要性)等について意見を述べたことを受け、令和4年4

月 1 日付けで不正使用防止行動計画等を改訂。(小樽商科大学・令和 5 年度)

<研究開発法人>

- リスク管理委員会や内部統制委員会において、横断的なリスクを研究室にも周知し、機関全体の内部統制における課題の 1 つとして位置付け、対応するとともに、不正防止計画に基づくリスク要因等に関して毎年度モニタリングを実施し、その状況を理事懇談会などにて共有し、その議論を各研究費適正使用推進責任者（コンプライアンス推進責任者）等の関係部署へフィードバックを実施することで研究費不正対応を行っている。（理化学研究所・令和 6 年度）

<共同利用機関>

- 閉鎖的な環境が要因となって発生する不正を防止するため、事務職員も含めた情報交換会を定期的に行う、物理的にオープンなスペースで日常業務や打ち合わせ等を行うなど、お互いの顔が見える風通しのよい環境を構築している。（総合地球環境学研究所・令和 6 年度）

第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動

○ 業者との関係の適切性の確認

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、ガイドラインでは、業者との癒着を防止する対策を講じることを要請しています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 取引（金額・件数）の上位 10 企業を訪問し、法令等の遵守や不正に関与しないこと、不正があった場合の措置や通報窓口等を説明することで、企業側のコンプライアンスの徹底を要請している。（弘前大学・令和 6 年度）

<私立大学>

- 財務会計システムにより公的研究費の取引実績を基に、100 万円以上の取引実績などの条件により業者を抽出し、決算状況や教員・業者へのヒアリング等により業者との関係を確認。（中部大学・令和 5 年度）
- 本学と取引のある業者から 3 年ごとに誓約書を更新提出することを求めている。誓約書の更新提出の対象となる業者は、誓約書の前回徴収日と次回徴収予定日を一覧表で管理しており、期限到来前に依頼文書を手渡し、もしくはメール送信等により提出を依頼している。（兵庫医科大学・令和 5 年度）
- 見積依頼業者の選定から見積書の取得まで子会社に業務委託し、研究者だけでなく、事務局も見積取得に関与しないシステムを 20 年近く運用している。子会社には業者選定の知見が蓄積されているため、見積金額の適正化や見積書の早期取得に貢献している。（立命館大学・令和 7 年度）
- 全教員のすべての予算に関して、契約担当課が予算詳細データを精査し、特定業者への偏り（件数・金額ともに 50%以上）が見られるものを「リスク可能性データ」として各部局へ送付する体制を運用している。各部局長は送付されたデータを参考に執行状況を確認し、必要に応じて該当教員にヒアリング等を実施している。この取組により、業者に偏りがあることの問題意識を教員に与え、不正予防として効果をあげている。（東京科学

○ 研究費の執行状況の確認

予算執行が年度末に集中するような場合は執行に何らかの問題がある可能性があり、ガイドラインでは、予算の執行状況を検証し、事務局から必要に応じて理由の確認など改善を求めることを要請しています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 各研究者は、財務会計システムにおいて予算の執行状況を管理。また、各部署の会計業務担当も、当該部署に属する研究者の予算執行状況を本システムにおいて確認。なお、本システムにおいては、購入依頼、契約、支払の各段階での執行状況を確認することが可能であり、執行状況のリアルタイムでの把握、効率的・公正な予算活用に寄与。(琉球大学・令和 5 年度)

<私立大学>

- ウェブ予算管理システムを導入し、財源ごとに予算を管理。本システムにより、研究者、経理事務担当者及び大学事務局職員(購買担当、精算担当)が執行内容、予算残額及び支払状況を同じ画面で随時参照・共有することにより、タイムリーな執行管理が可能。また、本システムでは、収支簿の出力や実績報告書の電子申請システム用のデータ出力を事務側で行うことが可能であり、研究者の事務負担の軽減にも寄与。(順天堂大学・令和 5 年度)
- 研究者は財源を明記し見積もりを徴収するとともに、予算執行処理を行った都度、会計システムに予算の収支が反映されるようになっており、担当教員は随時、予算の執行状況を把握することができる。(名城大学・令和 5 年度)
- 「研究費経理センター」を設置し、研究費経理処理業務のうち一次処理を外部の業者に委託(現在のところ、学内研究費のみ)。

具体的には、①研究者から提出された経理書類の受付、②不備書類等の有無の確認、③不備等があった場合の督促、④本学経理システムへの入力等の一次処理、を外部業者に委託し、以後の過程(照合、承認、執行)を本学スタッフが担当する。研究費経理マニュアルに沿った運用を客観的に確認、実行することで、不正使用・不適切使用に繋がる要因を早期に発見することができる。以前は、これらの一次処理を担当する派遣職員を自部署に配置して業務にあたっていたが、派遣職員が交代した際などは新しいスタッフに一から指導が必要となり、新しいスタッフが一定の経験を積むまでは業務遂行の質の問題が生じていたが、外部委託することにより、委託先にてノウハウを蓄積し、担当スタッフが交代しても安定して成果物が納品されるようになったため、不正使用・不適切使用を未然に防ぐ効果的な取り組みであると考えている。(関西学院大学・令和 5 年度)

- 購買システムと予算管理システムを連携させ、発注時点で予算残高がリアルタイムに反映される仕組みを構築している。これにより、予算の執行状況を即時に把握することが可能となっている。また、予算管理システムに登録された情報を基に、予算執行が遅れている研究者に対しては、注意喚起の連絡を行っている。(金沢工業大学・令和 7 年度)

○ 物品等の納品、検収

ガイドラインでは、発注・検収業務は原則として事務部門が実施することとして、当事者（研究者）以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築し、運用することを要請しています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

（各機関における取組事例）

<国立大学>

- 原則として事務部門において検収を行い、その後、業者が発注者の下まで運搬し、発注者の押印を受けた納品書を調達担当に提出することとしている。（室蘭工業大学・令和5年度）

<私立大学>

- 購入した物品には OIST の管理物品であることがわかるようロゴ及び紛失物管理専用のメールアドレスを刻印しており（科研費は除く）、転売防止対策を行っているほか、物品紛失時の早急な対応に役立っている。また物品の管理方法として RFID タグを導入している。このタグ管理により、今までは 1 件ずつバーコード読み取りにより確認していたものが、読み取り機を使うことで、一気におよそ部屋全部に設置されている物品を読み込むことができ、業務の効率化を図っている。（沖縄科学技術大学院大学・令和7年度）

○ 非常勤雇用者の勤務状況の確認

ガイドラインでは、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は原則として事務部門が実施することを要請しています。提出される出勤簿の確認のみならず、採用時に勤務条件等を説明する、定期的な面談により勤務状況を確認するなどの取組みを求めています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

（各機関における取組事例）

<国立大学>

- TA、RA 及び非常勤職員の雇用管理を事務部門で行うこととし、その勤務状況の確認について、採用時の人事異動・勤務条件通知書に出勤簿への押印等について記載するとともに、出勤簿の事務部署への設置、勤務時間中の本人への直接の電話確認、本人への毎月のメールでの確認等の取組みを行っている。（横浜国立大学・令和5年度）
- 内部監査の対象となった研究課題において雇用されている非常勤雇用者から一部を抽出し、勤務実態等について非常勤雇用者本人に対するヒアリングを実施。ヒアリングでは、監督者、作業内容、日時、場所、出勤の申告方法のほか、賃金の支払、受取等について確認。（琉球大学・令和5年度）

<公立大学>

- 日常的な勤務状況の確認に加え、内部監査とは別に、一定数を抽出した上で、事務局職員が非常勤職員本人や教員にヒアリングを行うことで、勤務状況の実態調査を実施している。（熊本県立大学・令和6年度）

- 事務室に設置したタイムカードによって学生アルバイトの勤怠管理を行っているが、事務局職員が月に1度学生の作業現場へ赴き、勤務実態の確認を行っている。(神戸市外国語大学・令和6年度)

<私立大学>

- 特別監査、リスクアプローチ監査において、雇用申請書や勤怠管理情報等に基づき、研究室の往査を行っているが、その際、公認会計士と内部監事が同行。勤務確認は、写真付きのネームプレート、メールのやり取り、ラボ内の掲示板等に加え、研究ノートにより業務実績や研究への関与状況を確認。(順天堂大学・令和5年度)
- 非常勤雇用者の雇用管理に関し、人事部受付カウンターに出勤簿を備え置き、非常勤雇用者が出退勤時に押印することで勤務実態を把握し、大学事務部職員が不定期に勤務場所を訪問することで非常勤雇用者の勤務事実を確認している。なお、訪問の際に各講座等で作成・保管している業務日誌を確認している。なお、勤務条件の説明や公的研究費による雇用の留意点に関する説明は、採用時オリエンテーションの機会に人事担当、公的研究費担当が併せて行っている。(兵庫医科大学・令和5年度)

○ 研究者が支払いに関与する必要のない仕組みの導入

研究者が支払いに直接関与する必要のない仕組みを導入することにより、業者との癒着による不正や誤った認識による不適切な支払いなどを防止するとともに、研究者の負担を軽減できると考えられます。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

(各機関における取組事例)

【旅費業務の外部委託など】

<国立大学>

- 法人専用オンライン予約システムを導入し、出張者個人が立替えることなく航空券やホテルパック等を手配できる仕組みを導入。これにより、不正リスク要因を低減するとともに、旅費精算時の提出書類を削減でき、業務の効率化にも寄与。(琉球大学・令和5年度)
- 旅費業務を外部委託しており、システム上から航空券の手配等が可能。教職員がシステムを通じ手配した航空券については、受託業者が利用状況を把握しており、半券の提出やその確認等の業務を効率化。(室蘭工業大学・令和5年度)
- 宿泊代、遠隔地での購入や支払い方法が限定されている物品購入、サービス利用料の支払いなどについて法人カードを活用。研究者が直接支払いに関わる必要がなくなるだけでなく、支払いに係る事務効率化や立替払いの減少など、研究者や事務担当者の負担軽減にも寄与。(東京藝術大学・令和5年度)

<私立大学>

- 明大サポートやHISとの連携による旅行手配業務の委託などにより、研究者が経費の支払いに直接関与しない仕組みを構築している。今後、早期のコーポレートカード導入により、その仕組み構築をさらに促進。(明治大学・令和6年度)
- コーポレートカードの導入や旅費事務の業務委託等は行っていないが、出張処理に関する事務に関し、電子化と合わせ一元化するため出張旅費センターを設置。研究支援課と連携し、事務処理、問い合わせの効率

化に加え、予算と目的の整合性、経路の妥当性などのチェック機能の強化を図った。（中部大学・令和5年度）

- 海外出張の際の航空券や宿泊施設の予約を中心に、大学生協への発注を推進している。大学生協に発注する場合、当該出張者は支出する研究費を指定し、請求書を事務局に送付することにより、事務局から直接支払いが行われる。（関西学院大学・令和5年度）
- 研究者発注による立替払いを減らすためにECサイトとの連携が導入されている。発注情報と購買情報を連携することで、ECサイトを利用した研究者発注においても事務局で発注情報を把握できるシステムになった。これにより、立替払いから請求書払いに移行でき、研究者負担が軽減した。（立命館大学・令和7年度）
- 購買システムを構築し、研究者と事務部門との間における見積徴収、発注、納品までの一連の手続きをすべてシステム上で完結できる体制を整えている。これにより、研究者の発注業務の負担が軽減されるとともに、事務部門との双方の業務効率化が図られ、不正防止にも寄与している。（金沢工業大学・令和7年度）

<研究開発法人>

- 旅費に関しては、機構全体で出張旅費システムを導入している。このシステムは研究者に限らず、管理部門の実務担当者も含めて、全機構職員が利用しており、すべて一元管理している。またこのシステムで航空券も手配できる仕組みとなっており、航空券を手配する業者に対して機構から直接支払いを行うため、職員が立て替える必要がなく、領収書等の書類も不要なため、負担軽減にもなっている（宇宙航空研究開発機構・令和7年度）

【物品購入の一元化】

<私立大学>

- 研究者の経理処理の簡略化による研究時間の創出、活性化を主な狙いとして、2024年4月から全学的に物品購買システム「SOM」を導入している。研究者の支出依頼手続きが電子化され、検収や支払いは事務局-業者間で完結する仕組みのため、業務効率化も大きなメリットになっている。当該システムの傘下には、「amazon business」を始めとする研究者がよく利用する業者（複数社）をパンチアウト連携先として登録している。（関西学院大学・令和5、6年度）
- 「発注システム」上で研究者が入力した物品や予算等を基に、事務局において発注から納品・検収までを実施する体制を構築することで、研究者が契約に関与する機会や提出書類の削減を図り、不正防止と事務効率化につなげている。（甲南大学・令和6年度）

【コーポレートカードの活用など】

<国立大学>

- 本学ではコーポレートカードとして、海外用（1枚）と経理課用（バーチャルのクレジットカード（パーチェシングカード（2枚））を保有している。海外用については、海外ブランチ等、現地に必要なもの（消耗品、役務の提供等）を調達するための用途で使用（運用上、使用者は理事・副学長等に限定）。経理課用は、主に以下の2つの用途で使用している。

<通信費用支払用> 通信費用支払い用については、複数のインターネットの回線使用料を纏めて支払いを行うことで、請求書の一本化による経理業務の効率化や振込手数料の削減に繋がっている。

<物件・役務用> 物件・役務用については、購入物品等が立替払金額の上限額（10万円）を上回る場合やクレジットカード

による支払いに限定されている取引などに使用することで、教育研究活動の利便性の低下抑制に繋がっている。

なお、令和6年11月より、用途を限定した形ではあるが、希望する教職員に対して、個別に法人カードを発行することで、研究者の負担軽減や支払に関与しないような取組みを推進している。（横浜国立大学・令和5、6年度）

<用途> 学会参加費（開催が当該年度であるもの）、学会年会費（会期の始期が当該年度のもの）及び論文投稿料（当該年度のもの）

- 法人カード取扱要項に掲げる業務上必要な経費に限り使用を認めている。カード使用者は事前に調達担当の承認を得てから使用し、カード使用後は速やかに領収書等の支払いを証明する書類とともに、購入物品等の検収を管理課調達係で受けなければならないため、不正防止につながっている。（小樽商科大学・令和5年度）

<公立大学>

- 法人の用務に必要な旅行の手配や物品購入時に経費の立替を行う必要がなくなるよう、法人が雇用契約を締結する研究者に対して着任時に法人のクレジットカードを交付した上で、個人のクレジットカード利用を禁止。（大阪公立大学・令和6年度）

※非雇用研究者は希望制とし、個人のクレジットカード利用を禁止していない

<私立大学>

- 物品の調達に関し、大学が組織として契約する通販業者を通じた調達への移行を開始しており、大学の管理する口座を用いた経費執行とし、発注作業から納品検収の明確化・適正化を図る。（名城大学・令和5年度）

第5節 情報発信・共有化の推進

○ 競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等の公表

機関の不正への取組に関する基本方針を公表することは、社会への説明責任を果たす上で重要であることから、ガイドラインではその公表を要請しています。また、各機関の取組や事例を積極的に発信することで、機関間の情報共有を図ることが必要かつ有効となります。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

(各機関における取組事例)

<国立大学>

- 毎年4月に「公的研究費使用ハンドブック」を改訂し、関連する規程、規範、方針及び手続等について、学内の各部局等に通知するとともに、学内広報及び担当部署ウェブサイトに掲載し、不正防止に関する情報を広く周知している。（琉球大学・令和5年度）

<参考資料> [研究活動上の不正行為防止・公的研究費の不正使用防止ウェブサイト](#)、[公的研究費使用ハンドブック](#) 等

<私立大学>

- 基本方針に基づき、不正防止対策への意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土形成のため、不正防止啓発ポスターを作成し、学内への掲示に加え、本学ホームページにも掲載し、取組を広く公開した。（東京理科大学・令和5年度）

第6節 モニタリングの在り方

○ 内部監査の実施（リスクアプローチ監査）

ガイドラインでは、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実と強化を図ることを要請しています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

（各機関における取組事例）

＜国立大学等＞

- 科研費及びその他の競争的研究費について、所属部署及び研究種目に偏りがないよう調整し、新規採択課題や執行額が多いことによる不正のリスクを考慮し研究課題を抽出して監査を実施。監査に当たっては、監査員の監査行動の統一や検証漏れを防ぐほか、監査の水準を一定に保つため独自にチェックリストを作成。本チェックリストは、前年度の内部監査の指摘事項や他大学の不正発生事案等を踏まえ毎年更新。（琉球大学・令和5年度）
- 経営統合に伴い、北海道国立大学機構を構成する各大学における監査業務経験者が集約され、各大学における監査対象の抽出方法、監査の着眼点、フォローアップ監査の実施などを共有し、法人統合による大学機構化に対応した特徴的な監査手法等を検討。（小樽商科大学・令和5年度）
- 北海道国立大学機構本部の監査室が実施する内部監査において、科学研究費補助金やその他の公的研究費からそれぞれ科研費ハンドブックに定める一定割合以上を抽出して監査を実施。特に、比較的不正リスクが高いと考えられる研究費の額が多い研究・事業、旅費や人件費の割合が高い研究・事業を重点的に抽出し、支出関係証拠書類による確認のほか、出張期間と出勤簿との突合、購入備品に関しては現物を確認。加えて、換金性の高いPCやタブレット等については稼働状況に関するヒアリングも実施。なお、立替払いによる購入については、不正使用に関するリスクが高いため支払い証票類のチェックを重点的に実施。（小樽商科大学・令和5年度）
- 独立行政法人国立高等専門学校機構内に設置された高等専門学校間において、共通の枠組みの中で相互監査を実施することで、他校の会計担当職員による客観的な視点が入る体制を構築している。（東京工業高等専門学校・令和6年度）
- 内部監査人協会の3ラインモデル（令和2年7月発表）を参考に、第1ライン（部局）、第2ライン（財務部）、第3ライン（内部監査室）を設定し、第2ラインによる日常業務の中での第1ライン照査・牽制。第3ラインによる、第2ライン、第1ライン監査を実施している。（信州大学・令和7年度）

＜公立大学＞

- 研究支援業務や経理業務を現職で行っている職員のうち、外部の専門家（公認会計士）による研修・指導を受けた職員が内部監査を実施している。また、不正を発生させる要因について、予算執行、業者との関係、費目などの大きなカテゴリーに分けて検討し、内部監査で確認している。具体的には、年度毎に、各競争的資金における、合計額に占める各費目割合を算出し、支出費目が偏っている課題や、旅費の経費執行が多い課題について、内部監査において、収支簿を用いて予算執行や業者との関係の偏りを確認し、取引が特定の業者に偏っていないか、また業者選定は正当であるかなどについて検証している。

なお、令和5年9月に、内部監査の実施体制について見直しを行い、内部監査によるチェック機能の健全化を図るため、研究支援業務や経理業務を現職で行っている者のみでなく、過去にこれらの業務の経験を有する者を混成した体制で、外部の専門家（公認会計士）による研修・指導を受けた職員が内部監査を実施している。（岡山県立大学・令和5年度）

- 同一県内の他大学と相互に科研費担当職員を派遣し合い、内部監査に参加する取組を行っている。本取組により、第三者としての客観的な立場から書類等の確認を行うことが可能となっている。（沖縄県立看護大学・令和5年度）

＜私立大学＞

- 内部監事、学校法人監査の経験を有する公認会計士及び研究費執行部門が、他研究機関における不正事案や学内における不正リスクを議論し、毎年、リスクアプローチ監査の実施内容を見直すことにより、より効果的な監査及び牽制を実施。リスクアプローチ監査の実施内容の検討に当たっては、会計システムから条件（費目、発注金額など）を設定し抽出した取引データを活用。（順天堂大学・令和5年度）
- 学長直轄の「内部監査委員会」を設置し、内部監査を実施。本委員会は部局長経験者等の名誉教授、公認会計士及び経理事務経験者の事務職員により構成。内部監査は、科研費・JST・AMEDの研究費、NEDO等の研究費の2つのグループに分け実施。特に前者は、科研費ハンドブックを踏まえ抽出した課題に対し、公認会計士及び事務職員による通常監査、名誉教授及び公認会計士による特別監査を実施し、特別監査ではヒアリングも実施。（中部大学・令和5年度）
- 牽制機能を高めるために、「科研費ハンドブック（研究機関用）」で定められている特別監査件数（通常監査の一部概ね10%以上）を超える監査を実施。特別監査の際は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に記された監査の際の留意事項に加え、参加学会、論文投稿ジャーナル選定の妥当性、医薬用外毒劇物の管理体制、安全保障輸出管理規程の遵守状況、ヒトを対象とする実験手続きの妥当性等の確認も行った。また、科研費による取引件数、取引額が多い業者を毎年2社選定し、監査室職員が取引業者に向いて帳簿の突合と本学教員による優越的地位の濫用が行われていないか担当者等に確認を行った。

専門的人材の活用については、公的機関において監査業務の責任者としての経験を有する者を監査室長として雇用し、内部監査部門の責任者として監査業務の中核を担うとともに、監査室長として、その経験やノウハウを本学職員に共有し、内部監査の質の向上に活用。また、監査担当の本学職員にも日本内部監査協会の内部監査士認定資格の取得、大学監査協会、日本内部監査協会の研修会に定期的に参加させる等して、実効的な内部監査機能の維持、向上に努めている。（東京理科大学・令和5年度）

- 内部監査において、下記の各リスク要因に基づき執行額・執行件数が上位にある及びリスク要因が複数ある研究者、交付金額が大きい研究者、さらに過去5年以内に監査を受けていない研究者を優先して抽出し確認している。当該方法は、上記項目がガイドラインにも記載されており、不正発生リスクが大きいと考えられるため採用している。なお、内部監査の指摘事項は研究公正推進室会議で共有し、執行部、関係学部、関係事務部門の間で共有が図られている。（兵庫医科大学・令和5年度）

【設定しているリスク要因】①各費目（人件費・謝金、旅費、物品費、その他）の金額上位の課題、②金額の多い旅費支出等、③特定の研究者としか取引のない業者、④特定の業者としか取引のない研究者、⑤換金性の高い物品に対する支出の多い研究者、⑥特殊な役務契約等がある研究者、⑦予算執行時期が事業年度未近くに偏っている研究者

- 監査室では、文部科学省ホームページに掲載されている研究機関における不正使用事案を参考に、不正事

案の発生要因を大学に照らし合わせて検証しているほか、外部機関の研修会に参加することで、内部監査の質も向上を図っている。また監査室には、税理士事務所に勤務経験のある職員、社会保険労務士、行政書士の国家資格を所持する職員を配置することで、多面的視点による監査を実施している。（北里大学・令和7年度）

<研究開発法人>

- 日本内部監査協会が定める一定の知識と実務等を習得した「内部監査士」資格の取得を内部監査室職員に奨励するとともに、当該資格を有する者を活用することで、専門知識や経験を蓄積し、内部監査の業務水準向上を図っている。（理化学研究所・令和6年度）
- 内部監査担当となった者は、内部監査部門に求められる品質維持向上のため、速やかに内部監査士の資格を取得するようにしている。また内部監査部門は、監事及び会計監査人との三様監査の連携を通じて不正発生の可能性があるリスクを認識できる体制を敷いており、当該リスクの顕在化の余地がある場合には、効果的なリスクアプローチ監査等を実施し、当該リスクの顕在化を未然に防止している。（宇宙航空研究開発機構・令和7年度）

○ モニタリングの実施

不正の発生の可能性を最小にし、競争的研究費等を適正な管理を実現するため、ガイドラインにおいては、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制の整備及び実施を要請しています。意見交換会において聴取した各機関における当該事項に関する取組事例を以下に示します。

(各機関における取組事例)

<公立大学>

- 大学で設置している内部監査部門の機能を強化するため、法人理事長の直轄で行政実務経験が豊富な内部監査員（2名）が、内部監査部門と連携し、過去の監査結果を踏まえて書面監査を実施するとともに、内部監査部門と合同で特別監査（実地監査）を実施している。（京都府立医科大学・令和7年度）

<私立大学>

- 研究費の執行を学術研究支援センターに集約し、手続や発注等のデータを一元管理することにより、業務の中で、手続き上の不備や遅れをチェックするなど、リスクにつながる事案のモニタリングも行える体制としている。（名城大学・令和5年度）
- 防止計画推進部署において、全研究費執行データによる重複執行等の確認を行うとともに、コンプライアンス教育の結果や日常的なメールや書類のやり取りの中で理解が不十分と思われる研究者にフラグを立てて重点的にフォローを実施。11月までの状況からフォローを要する研究者を抽出し、部局長から適宜指導するとともに、再度2月にも執行状況を確認するなど、リスクを踏まえたモニタリングを実施している。
また、防止計画推進部署によるモニタリングの結果を監査部門にも共有することで、リスク分析に基づいた監査計画を立案している。（甲南大学・令和6年度）
- 防止計画推進部署において、出張申請や書籍などの購入物品について、様式上で研究者の論文や獲得している科研費の計画調書を添付することを求めており、経費執行の際に当該予算の執行と実施する研究の関

係性を確認する仕組みとしている。(名古屋商科大学・令和6年度)

- 大学全体の業務について、リスクマトリクスを作成し分析を行っており、不正防止に関する項目については、監事監査や内部監査で活用している。このマトリクスは年2回見直しを行い、他機関で起きた不正事案も盛り込み作成している。(沖縄科学技術大学院大学・令和7年度)

<研究開発法人>

- 令和6年度からリスクについて自己点検するためのシートを導入し、1年に1度、各リスク分野において職員一人ひとりが日頃から意識すべき事項について、部等の単位でコミュニケーションを図ることを目的に、自部署の内部統制上の課題や抱えているリスク、組織への業務改善提案、グットプラクティス等について、内部統制を推進する部署と事業を実施する部署との間でコミュニケーションを図っている。(宇宙航空研究開発機構・令和7年度)